



海難レポート 2008 の発刊にあたって



海洋基本法が昨年 7 月 20 日に施行され、海に囲まれた我が国にとって、新たな海洋立国の実現に向けて、海洋の安全の確保が重要な課題となっており、海洋での経済活動等を支えるため、海難の原因究明と再発防止に徹底を期し、海上交通の安全に寄与することが当庁の使命であります。

近年、海難の態様が複雑化・多様化する中、漁船海難も後を絶ちません。昨年は、北海道天売島沖でのいか釣り漁船の火災、宮城県金華山沖での底びき網漁船の転覆、また、本年 2 月には千葉県野島埼沖での護衛艦と漁船の衝突、4 月には青森県陸奥湾でのほたて漁船の遭難、6 月には千葉県犬吠埼沖でのまき網漁船の転覆等により多数の漁船員が死亡・行方不明となっております。

このような状況を踏まえ、「海難レポート 2008」では、「漁船の死亡海難」について特集し、漁船海難の状況、海難事例を通して海難防止策を紹介しています。

ところで、船舶交通の安全の向上のため、原因究明と船員に対する責任追及を分離し、再発防止に向けた原因究明機能の強化が国際的に求められており、本年 5 月に開催された IMO 第 84 回海上安全委員会において、「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び勧告される方式に関するコード」及び同コードの一部を強制化する SOLAS 条約改正案が採択され、平成 22 年 1 月に発効する予定です。

今般、我が国においても、本年 10 月に組織改編し、航空、鉄道、船舶の事故等の原因究明は運輸安全委員会、併せて船員の責任追及については海難審判所において行うこととしています。

円滑な移行ができるよう作業を進めているところでありますが、皆様のご理解とさらなるご支援を賜りますようお願いいたします。

平成 20 年 7 月 高等海難審判庁長官